

# 特殊健康診断項目等の 見直し案について

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課産業保健支援室

## 労働安全衛生法 第66条

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

○ 労働安全衛生法第66条第2項及び第3項に規定する有害な業務とは、労働者に健康障害を発生させることが明らかであり、健康障害防止措置が必要である業務。

事業者は有害業務に従事する労働者に対し、特別の項目の健康診断を行わなければならないと定められている。

## 労働安全衛生法第67条

がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事したことのある労働者で、一定の要件に該当する者に対し、離職の際又は離職後に、本人の申請に基づき健康管理手帳を交付し、国の費用で健康診断を行っている。

### 交付対象業務

以下の物質の製造や取り扱い等を行う業務

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1 ベンジジン及びその塩          | 8 ベリリウム及びその化合物                          |
| 2 ベータ - ナフチルアミン及びその塩  | 9 ベンゾトリクロリド                             |
| 3 粉じん作業               | 10 塩化ビニル                                |
| 4 クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩 | 11 石綿                                   |
| 5 砒素                  | 12 ジアニシジン及びその塩                          |
| 6 コークス又は製鉄用発生炉ガス      | 13 1,2-ジクロロプロパン                         |
| 7 ビス（クロロメチル）エーテル      | 14 オルト-トルイジン <small>（平成31年4月追加）</small> |

# 特殊健康診断項目等の見直し案について

## I. 背景

- 特定化学物質障害予防規則等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況など、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきている。
- また、引き起こす健康障害が同じ特定化学物質間で、制度改正時期の違いから健診項目が異なっているものや、近年、臨床の現場であまり使われていない検査が含まれているもの等があり、健診項目を全体的に見直す必要が出てきている。
- そのため、化学物質に係る特殊健康診断に関する専門家によって構成された委員会等を開催し、文献、日本産業衛生学会、国際がん研究機関（IARC）、米国衛生管理者会議（ACGIH）等国内外の様々な医学的知見に基づいて検討してきた。
- 今般、委員会等における検討結果を踏まえ、健康診断の項目等を以下のとおり見直す。

## II. 見直しの内容

1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）の特殊健診項目の見直し（特化則の改正）
2. 特別有機溶剤（9物質）の特殊健診項目の見直し（特化則の改正）
3. 重金属（3物質）の特殊健診項目の見直し（鉛則、四鉛則、特化則の改正）
4. その他医学的知見の進歩等を踏まえた特殊健診項目の見直し
  - ① 肝機能検査の見直し（11物質）（特化則の改正）
  - ② 赤血球系の血液検査の例示の見直し（6物質）（特化則の改正）
  - ③ 腎機能検査の見直し（44物質）（有機則の改正）
  - ④ 「作業条件の簡易な調査」の追加（有機則、鉛則、四鉛則、特化則の改正）
5. 健康管理手帳制度における特殊健診項目の見直し（3物質）（安衛則の改正）

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）の特殊健診項目の見直し

## (1) これまでの経緯

- 平成27年の福井県のオルトートルイジン取扱い事業場の膀胱がん事案が契機となり、平成28年8月26日、第1回「平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、オルトートルイジンの健診項目が近年の医学的知見に基づいて検討され、平成29年1月よりオルトートルイジンの特化物に追加し、健診が実施されることとなった。
- また、別の事業場でオルトートルイジンの取扱歴がなく3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）の取扱歴のある労働者及び退職者に膀胱がんが認められたため、平成28年10月31日、第2回「平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、MOCAの健診項目を近年の医学的知見に基づいて見直し、平成29年4月より見直し後の健診項目で健診が実施されることとなった。
- オルトートルイジンやMOCA以外の尿路系腫瘍を発生させる特化物（ベンジジン等）の健診項目は設定後数十年を経過しているおり、オルトートルイジン等の健診項目と整合していないため、「化学物質の健康診断に関する専門委員会」において、オルトートルイジンやMOCAの健診項目と整合する見直し案について検討され、今般、健診項目の見直し案を提案いただいた。

## (2) 対象物質

ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニジン及びその塩、オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、マゼンタ

## (3) 主な改正内容

最新の医学的知見により、オルトートルイジン等と整合するよう以下の見直しを行う。

### (一次健康診断)

- 「尿潜血の有無の検査」の追加  
(対象：11物質全て)
- 「皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査」の追加  
(対象：ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩、ジアニジン及びその塩、パラジメチルアミノアゾベンゼン)

### (二次健康診断)

- 「腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査（医師が必要と認めた場合）」の追加  
(対象：11物質全て)
- 「赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（医師が必要と認めた場合）」の追加  
(対象：ベーターナフチルアミン及びその塩、4-アミノジフェニル及びその塩、4-ニトロジフェニル及びその塩、アルファーナフチルアミン及びその塩)

## 2. 特別有機溶剤（9物質）の特殊健診項目の見直し

### （1）これまでの経緯

- 平成24年の印刷会社の胆管がん事案を受け、平成25年6月7日、第9回「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、有機溶剤である1,2-ジクロロプロパンの健診項目が発がんリスクを踏まえて検討され、平成25年10月より1,2-ジクロロプロパンが特化物に新たに追加されると同時に、発がんリスクを踏まえた項目で健診が実施されることとなった。
- また、ジクロロメタンについても、平成25年8月1日、第10回「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」において、発がんリスクを踏まえて健診項目が検討され、平成26年11月よりジクロロメタンが特化物に新たに追加されると同時に、発がんリスクも踏まえた項目で健診が実施されることとなった。
- さらに、平成26年11月には、有機則で規制のある有機溶剤のうち、ジクロロメタンを含むがん等を発生させる10物質（特別有機溶剤）についても特化物に追加されている。その際、ジクロロメタンを除く9物質については、がん等の発生部位が異なる等の理由から、専門家による検討を踏まえて見直しを行うこととされた。そのため、平成27年以降「化学物質の健康診断に関する専門委員会」において、発がんリスクを踏まえて健診項目について検討し、今般、9物質について健診項目の見直し案を提案いただいた。

### （2）対象物質

トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、スチレン、クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン

### （3）主な改正内容

- トリクロロエチレン  
腎臓がん、肝胆道系がん、造血器がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。
- 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン  
肝胆道系がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。
- テトラクロロエチレン  
膀胱がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。
- スチレン  
造血器がんのリスク等を踏まえて、健診項目を追加。
- クロロホルム、1,4-ジオキサン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、メチルイソブチルケトン  
動物実験により発がんに係る知見はあるが、比較的高濃度ばく露によるものであり、ヒトに関する発がんの知見は十分とは言えないことから、発がんに関する健診項目の追加は見送り、新たな健康リスクを踏まえ、健診項目を追加。

## 3. 重金属（3物質）の特殊健診項目の見直し

### （1）これまでの経緯

- 「化学物質の健康診断に関する専門委員会」において、近年の医学的知見や四アルキル鉛の取扱量の減少等を踏まえ、四アルキル鉛の健診項目について、健診の主目的を、短期の大量のばく露による急性中毒の予防から、無機鉛と同様の長期的なばく露による健康障害の予防とする見直し案が提案された。
- 「化学物質の健康診断に関する専門委員会」において、カドミウムについて、新たに肺がんが発生するとの知見が得られたことと、腎機能異常の早期発見のため、健診項目の見直し案が提案された。

### （2）対象物質

鉛、四アルキル鉛、カドミウム

### （3）主な改正内容

- 鉛、四アルキル鉛

四アルキル鉛の健診項目について、鉛則の健診項目と整合させる。また、これに併せて、健診頻度も「3か月以内に1回」から、鉛と同様に「6か月以内に1回」とする。

- カドミウム

#### （1次健康診断）

- ・ 「門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査」、 「尿中の蛋白の有無の検査」 の削除
- ・ 「血液中のカドミウムの量の測定」、 「尿中のβ2-ミクログロブリンの量の測定」 の追加

#### （2次健康診断）

- ・ 「尿中のα1-ミクログロブリンの量又はNAGの量の測定」、 「胸部エックス線直接撮影検査又は特殊なエックス線撮影検査」、 「喀痰の細胞診」 の追加

## 4. その他医学的知見の進歩等を踏まえた特殊健診項目の見直し

### (1) これまでの経緯

- 「化学物質の健康診断に関する専門委員会」において、近年の医学的知見等を踏まえて、以下のとおり提案された。

### (2) 改正内容

#### ① 肝機能検査の見直し（特化則の改正）

オーラミン等11物質については、職業ばく露による肝機能障害リスクの報告がないことから、「尿中ウロビリノーゲン検査」等の肝機能検査をやめる。

(※) ただし、一般的には高濃度の職業ばく露は想定しにくいものの、その場合に肝機能障害のリスクを否定できない塩素化ビフェニル等5物質については、引き続き、2次健診で医師が必要と認めた場合に肝機能検査を実施することとする。

(対象物質：下線は医師判断で肝機能検査を実施する物質)

オーラミン、シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム、弗化水素、硫酸ジメチル、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、ニトログリコール、パラニトロクロルベンゼン、ペンタクロルフエノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩

#### ② 赤血球系の血液検査の例示の見直し（特化則の改正）

近年、臨床の現場で全血比重検査があまり使われていないため、赤血球系の血液検査の例示から、全血比重検査を削除する。

(現行規定の例：全血比重、赤血球数等の赤血球系の検査)

(対象物質) ニトログリコール、ベンゼン等、塩素化ビフェニル等、オルトーフタロジニトリル、パラニトロクロルベンゼン、弗化水素

#### ③ 腎機能検査の見直し（有機則の改正）

有機溶剤について、医師が必要と認めた場合に「腎機能検査」を実施できることとなっていること、また、他の方法でスクリーニングできるため、腎機能障害の有無に関わらず「尿中の蛋白の有無の検査」を必須項目とすることをやめる。

#### ④ その他（有機則、鉛則、四鉛則、特化則の改正）

労働者の物質のばく露状況を確認し、スクリーニングをするため、健康診断の必須項目に「作業条件の簡易な調査」を追加する。



## 5. 健康管理手帳制度における特殊健診項目の見直し（3物質）

尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）の特殊健診項目の見直しと併せて、ベンジジン等3物質に係る健康管理手帳制度における健診項目もオルトートルイジンに係る当該制度における健診項目と整合させる。

- ベンジジン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩  
（安衛令第23条第1号、第2号、第12号）

現行	見直し案	(参考) オルトートルイジン
一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿沈渣（医師が必要と認める場合は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査 五 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については ・膀胱鏡検査 ・腎盂撮影検査	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿潜血の有無の検査 五 尿沈渣検鏡の検査 六 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 七 前各号の検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については ・膀胱鏡検査 ・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	一 業務の経歴の調査 二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 四 尿潜血の有無の検査 五 尿沈渣検鏡の検査 六 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 七 前各号の検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については ・膀胱鏡検査 ・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査

# (参考) 特殊健康診断項目の 見直しイメージ

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ ベンジジン及びその塩（現行：配転後あり、健康管理手帳あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 ベンジジン及びその塩による血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>六 尿潜血の有無の検査</p> <p>七 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul>
二次健康診断	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ ベーターナフチルアミン及びその塩（現行：配転後あり、健康管理手帳あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>三 <u>ベーターナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></li> <li>六 <u>尿潜血の有無の検査</u></li> <li>七 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> <li>・赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）

## ○ 4-アミノジフェニル及びその塩（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 <u>4-アミノジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿潜血の有無の検査</u></li> <li>六 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> <li>・赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）

## ○ 4-ニトロジフェニル及びその塩（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 <u>4-ニトロジフェニル及びその塩による頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>頭痛、めまい、眠気、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 尿潜血の有無の検査</li> <li>六 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> <li>・赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ ジクロルベンジジン及びその塩（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 <u>ジクロルベンジジン及びその塩による頭痛、めまい、咳、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>四 <u>頭痛、めまい、咳、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></p> <p>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></p> <p>六 <u>尿潜血の有無の検査</u></p> <p>七 <u>医師が必要と認める場合は、</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </p>
二次健康診断	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> </ul> </p>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </p>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ アルファ-ナフチルアミン及びその塩（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 <u>アルファ-ナフチルアミン及びその塩による頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>四 <u>頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></p> <p>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></p> <p>六 尿潜血の有無の検査</p> <p>七 <u>医師が必要と認める場合は、</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </p>
二次健康診断	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> <li>・赤血球数、網状赤血球数、<u>メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></li> </ul>



# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）

## ○ オルトートリジン及びその塩（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>三 オルトートリジン及びその塩による眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿潜血の有無の検査</li> <li>六 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ ジアニシジン及びその塩（現行：配転後あり、健康管理手帳あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<p>一 業務の経歴の調査</p> <p>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</p>	<p>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>三 <u>ジアニシジン及びその塩による皮膚粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>四 <u>皮膚粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></p> <p>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></p> <p>六 <u>尿潜血の有無の検査</u></p> <p>七 <u>医師が必要と認める場合は、</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </p>
二次健康診断	<p>一 作業条件の調査</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> </ul> </p>	<p>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</p> <p>二 医師が必要と認める場合は、  <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </p>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ オーラミン（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> <li>五 尿中のウロビリノーゲンの検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>三 <u>オーラミンによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿潜血の有無の検査</li> <li>六 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・肝機能検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（1 1 物質）

## ○ パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>三 <u>パラ-ジメチルアミノアゾベンゼンによる咳、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>咳、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（業務従事労働者の健診に限る。）</u></li> <li>六 <u>尿潜血の有無の検査</u></li> <li>七 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腎盂撮影検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>

# 1. 尿路系に腫瘍のできる特化物（11物質）

## ○ マゼンタ（現行：配転後あり）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>三 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>四 尿沈渣検鏡（医師が必要と認める場合は、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 作業条件の簡易な調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>三 マゼンタによる血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿潜血の有無の検査</li> <li>六 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿沈渣検鏡の検査</li> <li>・尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査（業務従事労働者の健診に限る。）</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・膀胱鏡検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ トリクロロエチレン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査</li> <li>六 <u>尿中の蛋白の有無の検査及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 トリクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査</li> <li>六 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>七 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</li> <li>八 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尿潜血の有無の検査</li> <li>・腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・貧血検査</li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・肝機能検査（GOT、GPT及びγ-GTPの検査以外）</li> <li>・腎機能検査</li> <li>・白血球数、白血球分画の検査</li> <li>・血液像その他の血液に関する精密検査</li> <li>・血液中の腫瘍マーカーの検査</li> <li>・特殊なエックス線撮影又はMRI等による画像検査</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ 四塩化炭素（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>腹痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>腹痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 四塩化炭素による頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常</u>等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常</u>等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（<u>尿中の蛋白の有無の検査を除く。</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外）</u></li> <li>・腎機能検査</li> <li>・<u>腹部の超音波等による画像検査</u></li> <li>・<u>血液中の腫瘍マーカーの検査</u></li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ 1, 2-ジクロロエタン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1, 2-ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1, 2-ジクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>傾眠、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（<u>尿中の蛋白の有無の検査を除く。</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外）</u></li> <li>・腎機能検査</li> <li>・<u>腹部の超音波等による画像検査</u></li> <li>・<u>血液中の腫瘍マーカーの検査</u></li> </ul> </li> </ul>



## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ テトラクロロエチレン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 尿中の<u>蛋白の有無の検査</u>及びトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 テトラクロロエチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>傾眠、振戦、知覚異常、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>六 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</li> <li>七 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> <li>八 <u>尿潜血の有無の検査</u></li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外）</u></li> <li>・腎機能検査</li> <li>・<u>尿沈渣検鏡の検査</u></li> <li>・<u>尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査</u></li> <li>・<u>膀胱鏡検査</u></li> <li>・<u>腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査</u></li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ スチレン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 尿中の<u>蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 スチレンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<u>眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 尿中の<u>マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定</u></li> <li>六 <u>白血球数及び白血球分画の検査</u></li> <li>七 <u>血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（γ-GTP）の検査</u></li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・貧血検査</li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（<u>尿中の蛋白の有無の検査を除く。</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・肝機能検査（<u>GOT、GPT及びγ-GTPの検査以外</u>）</li> <li>・<u>血液像その他の血液に関する精密検査</u></li> <li>・<u>耳鼻科学的検査（聴力低下の検査）</u></li> <li>・<u>眼科的検査（色覚等の検査）</u></li> <li>・<u>特殊なエックス線撮影又はMRI等による画像検査</u></li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ クロロホルム（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>腹痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>腹痛</u>等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 尿中の蛋白の有無の検査</li> <li>六 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 クロロホルムによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>知覚異常、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常</u>等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、<u>知覚異常、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常</u>等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</li> <li>五 血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外）</u></li> <li>・腎機能検査</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ 1, 4 - ジオキサン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1,4-ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> <li>六 <u>血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1,4-ジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスペプチターゼ（γ-GTP）の検査</u></li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・貧血検査</li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（<u>尿中の蛋白の有無の検査を除く。</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及びγ-GTPの検査以外）</u></li> <li>・腎機能検査</li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ 1,1,2,2-テトラクロロエタン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1,1,2,2-テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 1,1,2,2-テトラクロロエタンによる頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 頭重、頭痛、めまい、<u>悪心、嘔吐、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</u></li> <li>六 血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）及び血清ガンマーグルタミルトランスぺプチターゼ（<math>\gamma</math>-GTP）の検査</li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>貧血検査</u></li> <li>・肝機能検査</li> <li>・腎機能検査（<u>尿中の蛋白の有無の検査を除く。</u>）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・神経学的検査</li> <li>・<u>肝機能検査（GOT、GPT及び<math>\gamma</math>-GTPの検査以外）</u></li> <li>・<u>白血球数及び白血球分画の検査</u></li> <li>・<u>赤血球数等の赤血球系の血液検査</u></li> </ul> </li> </ul>

## 2. 特別有機溶剤（9物質）

### ○ メチルイソブチルケトン（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 <u>メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 <u>メチルイソブチルケトンによる頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</u></li> <li>四 <u>頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、上気道の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定</u></li> </ul> </li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神経学的検査</li> <li>・ <u>貧血検査</u></li> <li>・ <u>肝機能検査</u></li> <li>・ <u>腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く。）</u></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 医師が必要と認める場合は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神経学的検査</li> <li>・ 腎機能検査</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 重金属（3物質）

#### ○ 鉛

	現行	見直し案
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査</li> <li>三 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査</li> <li>四 血液中の鉛の量の検査※1</li> <li>五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 作業条件の簡易な調査</li> <li>三 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査</li> <li>四 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査</li> <li>五 血液中の鉛の量の検査※1</li> <li>六 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※1</li> </ul>
追加の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査※2</li> <li>二 貧血検査※2</li> <li>三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査※2</li> <li>四 神経内科学的検査※2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査※2</li> <li>二 貧血検査※2</li> <li>三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査※2</li> <li>四 神経学的検査※2</li> </ul>

※1 前回の健康診断時に受診していて、かつ、医師が必要でないと認める場合は省略できる。

※2 医師が必要と認めた場合に実施する。

鉛による自覚症状又は他覚症状は、平成元年8月22日付基発第462号において、「食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状、四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、関節痛、筋肉痛、蒼白、易疲労感、倦怠感、睡眠障害、焦燥感、その他」と示されている。

### 3. 重金属（3物質）

#### ○ 四アルキル鉛

	現行	見直し案
頻度	三月以内ごとに一回	六月以内ごとに一回
健康診断	<p>二 いろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の有無の検査</p> <p>二 血圧の測定</p> <p>三 血色素量又は全血比重の検査</p> <p>四 好塩基性斑点赤血球数又は尿中のコプロポルフィリンの検査</p>	<p>二 業務の経歴の調査</p> <p>三 作業条件の簡易な調査</p> <p>三 <u>四アルキル鉛によるいろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査</u></p> <p>四 いろいろ、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盗汗、頭痛、振顫、四肢の腱反射亢進、悪心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査</p> <p>五 <u>血液中の鉛の量の検査※1</u></p> <p>六 <u>尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査※1</u></p>
追加の健康診断	なし	<p>一 作業条件の調査※2</p> <p>二 貧血検査※2</p> <p>三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査※2</p> <p>四 神経学的検査※2</p>

※1 前回の健康診断時に受診していて、かつ、医師が必要でないと認める場合は省略できる。

※2 医師が必要と認めた場合に実施する。



### 3. 重金属（3物質）

#### ○ カドミウム又はその化合物（現行：配転後なし）

	現行	見直し案
一次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 <u>カドミウム又はその化合物による呼吸器症状、胃腸症状等の既往歴の有無の検査</u></li> <li>三 <u>せき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>四 <u>門歯又は犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査</u></li> <li>五 <u>尿中の蛋白の有無の検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 業務の経歴の調査</li> <li>二 <u>作業条件の簡易な調査</u></li> <li>三 <u>カドミウム又はその化合物によるせき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>四 <u>せき、たん、のどのいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</u></li> <li>五 <u>血液中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>六 <u>尿中のβ2-ミクログロブリンの量の測定</u></li> </ul>
二次健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 <u>尿中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>三 <u>呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査</u></li> <li>四 <u>尿中に蛋白が認められる場合は、尿沈渣検鏡の検査、尿中の蛋白の量の測定及び腎機能検査</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 作業条件の調査</li> <li>二 <u>医師が必要と認める場合は、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>尿中のカドミウムの量の測定</u></li> <li>・ <u>尿中のα1-ミクログロブリンの量</u></li> <li>・ <u>N-アセチルグルコサミニダーゼ（NAG）の量の測定</u></li> <li>・ <u>腎機能検査</u></li> <li>・ <u>胸部エックス線直接撮影検査</u></li> <li>・ <u>特殊なエックス線撮影検査</u></li> <li>・ <u>喀痰の細胞診</u></li> </ul> </li> <li>三 <u>呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査</u></li> </ul>